与那国島のカイダー字をめぐる一考察

萩　尾　俊　章

A consideration for the "Kaidaa-Ji" (Kaidaa character) in Yonagunijima Island

Toshiaki HAGIO

与那国島総合調査報告書、沖縄県立博物館・美術館　別刷

2009年３月30日

Reprinted from Survey Reports on Natural History, History and Culture of Yonagunijima Island, Okinawa Prefectural Museum and Art Museum

March, 2009

与那国島総合調査報告書、沖縄県立博物館・美術館（*Survey Reports on Natural History, History and Culture of Yonagunijima Island,* Okinawa Prefectural Museum and Art Museum）：49－64(2009)

与那国島のカイダー字をめぐる一考察

萩　尾　俊　章※

A consideration for the "Kaidaa-Ji" (Kaidaa character) in Yonagunijima Island

Toshiaki HAGIO*

はじめに

与那国島では地元で「カイダーディ（字)」と称される特殊な文字がかつて使用されていた。与那国の絵文字、象形文字、記標文字などとして紹介されてきたものである。なぜ与那国島にこのような文字が発達したのか。

玻名城泰雄が執筆した『沖縄大百科事典』の＜カイダー字＞の項目には次のように紹介されている。「漢字ではない異質な象形文字のこと。与那国で使用されていたということで、その字のことを＜与那国のカイダー字＞といっている。しかし、竹原家文書の『板札わら算説明書』によれば、＜板札（はんさつ）トハ、納税告知書ヲ云フ、是ニ記シテアル異字ヲ、カイダー字ト称ス＞とある。例えば、○を１俵（３斗入)、十を１斗とし、一を１升、□を１合、△を１勺、｜を１才と読ませるたぐいで、一種の記号である。そのことは庶民が文字を読めなかったことに起因する。カイダー字は八重山一円で使用されていた（後略)」としている。[1]

「カイダー字」は名称や呼称、内容はともかくも八重山地域全般で用いられていたもののようである。これは一種の象形文字で、文字の読み書きができない庶民のため考案された符号である。この符号が「板札」[2] に記されており、納税告知書の意味合いがあったことを示している。

石垣島での事例がある。岩崎卓爾は『ひるぎの一葉』において「象形文字（カイダジ）文字ヲ知ラザル人々ノ習用シタルモノニシテ備忘ニ供セラル。日記帳（ソー）ヲ綴リオキ記標シテ後日ノ便ヲナス。結縄（サン）ハ官庁ニテ用ヒタルガ如シ」と述べている[3]。岩崎は1898年（明治31）から石垣島気象台に赴任しているので、明治期の後半から大正期の状況を記述したものである。カイダジは備忘用として日常的に利用されていた。一方、「結縄（サン）ハ官庁ニテ用ヒタル」という指摘はかつて税徴収で汎用されていたことを表している。

社会人類学の渡邊欣雄は「カイダー字」について戦後に研究が進展したことを知らないというように[4]、特殊な文字として注目されてきたわりには戦後に言及した論著はほとんどないのが現状である。

さて、与那国島の「カイダー字」やその他の八重山地域の「カイダー字」については、これまでに先行の事例報告や論考がある。しかしながら、それらの報告は当該地域の事例紹介に終始していものが多く、相互に比較検討してその実態を分析した論考は少ない。本稿では与那国島の「カイダー字」を中心に、八重山の他地域の事例を紹介しながら「カイダー字」の生成と実態を考察する。なお、「カイダー字」の表記はいくつかみられるが、本稿の記述の上では「カイダー字」として、またこうした符号・象形文字については従来の研究者が使用してきた「記標文字」の用語で統一しておきたい。

※　〒900-0006　沖縄県那覇市おもろまち3-1-1　沖縄県立博物館・美術館
＊　Okinawa Prefectural Museum and Art Museum, 3-1-1, Omoromachi, Naha, Okinawa 900-0006, Japan

写真１　カイダー字のタペストリー（与那国島）

写真２　「与那国の珍しい文字」（河村只雄『南方文化の探究』）

与那国島のカイダー字の概要

最初に、与那国島の「カイダー字」及び関連事項について、これまでの事例からまとめをおこなっておきたい。池間栄三が『与那国の歴史』（1959年）のなかでカイダー字とワラザンについて記述をしている。少々引用が長くなるが、以下当該部分を抜粋して紹介しておきたい。

「バラ・ザンに藁又は芽や葉等を結び、品目や数量を表示したもので、まだ文字のなかった時代に、島民が収穫や交換のために、後には納税のために用いていた一種の算定方法であった。カイダ・ディはバラ・ザンよりも更に進歩したものであって、日常生活に必要な事物をかたどって、その物品名及び数量を指示した文字であって、所謂、象形文字、指示文字とも言うべきものである。

バラ・ザン及びカイダ・ディは1885年に小学校令が布かれるまで用いられ、その正確さは、役人の貢納物記帳を訂正させるほどであったという。

1477年の朝鮮漂流民の記録に、文字を解せない、又は文字はないと記してあるのから推して、バラ・ザンのみが上古の遺態であって、カイダ・ディは中山の支配下に置かれて後に、貢納物や取引のために案出されたものと思われる。

『八重山歴史』によると、往時は徴税令書として、納税額を記入した板札（イタフダ）と言う板切れを用いたようである。この板札について、1814年の記録である『御手形写』と言う写本によると、百姓より税を取り立てる際に、役人の不正行為を防ぐために、大浜親雲上正喜と言う役人が、完全な象形文字を創作して、板札制度をととのえた。」[5]

以上が池間によるワラザンとカイダー字についての主な言及である。ワラザン（藁算）はバラザンと呼ばれ、穀物ほかの品目・数量の記録に用いられ、納税にも利用された。また、カイダー字は地元ではカイダディと呼ばれ、いわゆる象形文字の類である。池間はバラ・ザンを古い形態とし、カイダディが琉球王府の支配に関連して後世に創作されたと考えた。

この記述からすると、大浜親雲上正喜と言う役人が考案し、創設したとされる。大浜親雲上正喜は『上官姓大宗系図家譜』によると、15世大浜親雲上正喜のことで[6]、1839年に職頭を拝命したという。板札に記標文字を記入する方法はすでに存在したが、不完全で役人の不正もあったために、大浜親雲上正喜が完全な記標文字を創作したという。したがって、19世紀前半にはこの板札への記標文字付与が制度化されたというのである。

池間が引用した『八重山歴史』には、「板札制度は文化11年（1814）御手形写という記録によると、その制度はあったが不完全なものであったためにまま役人の不正行為のために百姓は搾取にあって苦しんでいたので、大浜頭はやや完全な記標文字を創作して板札制度をととのえたという」。[7]

ここに提示されている文化11年（1814）「御手形写」という記録がどのような文書なのかが不明であることから、論拠を確認することはできない。なお、後段には1893年に祖納村仲里屋真武名が書き、若文子上江洲由恭が太鼓判を押して検定したカイダ・ディを一覧表として掲載してある。[8]

以上が与那国島のカイダー字に関する概要である。

カイダー字に関する研究とその様態

戦前期に、与那国島のカイダー字について記述した文献は多くはないがいくつか存在する。

最初に与那国島のカイダー字について言及したのは笹森儀助である。笹森は明治26年８月、与那国島巡遊の際に「与那国象形文字」として紹介している。蔵元吏員（八重山嶋石垣士族）である若文子上江洲由恭の訂正を得たもの（「与那国嶋租納村仲里屋真武奈書該嶋人通用字書取本書之通相違無之候也験定

明治二十六年八月二十二日　若文子上江洲由恭印」）を「与那国島通用字符」(図１参照）として掲載している[9]。これは池間が掲げたカイダー字を筆記・検定した人物と各々同一である。掲載されているカイダー字は同じものや異なるものが含まれており、同一のものでもカイダー字の形状が若干違うものもある。しかしながら、租納村仲里屋真武奈が書き、若文子上江洲由恭が検定した一種のテキストらしき図帳があったことを予想させるものである。

図１　与那国島通用字符（笹森儀助『南嶋探験』）

また、『南嶋探験』の校注を執筆した東喜望は、「与那国島通用字符」の掲載図を二種からなるものとした。一つは○（俵)、十（斗)、一（升)、□(合)、△（勺)、｜（才）などの漢数字で、いま一つはこれら以外の絵文字が与那国独特のもので現地ではこれを「カイダ字」と称したと解説している。[10] 東喜望がカイダー字を二種に分別して説明した点は首肯できるが、前者を漢数字としたこと、またカイダー字にこれらが含まれないとしたことは事実と異なっている。

いずれにしても笹森のカイダー字に関する記述は歴史的には嚆矢となるものであり、その後の調査や報告においてもたびたび引用され、注目を集めている。

次に、カイダー字に触れ、大きな研究成果をもたらしたのは『琉球古来の数学と結縄及記標文字』(1915年）を著した矢袋喜一である。

八重山島において使用した記標文字を「カイダー字（ズ)」といい、矢袋は真境名安興の説を引用しながら、カイダー字の「かい」は稲の穂を意味する「穎」に由来のではないかとした。矢袋は「与那国文字」の調査を同島の小学校訓導である伊舎堂孫諒に依頼している。矢袋自身は大正２年に八重山の石垣島を旅しているが、与那国島までは訪れていなかったためである。八重山島には、明治20年頃まで紙がなかったことから、役人が板にこのカイダー字を記入して庶民に貯蓄米高を通知したという。実際に板札の実物を見ていて、その事例を紹介している。カイダー字は当時もなお使用されているとの報告である。人頭税は廃止され、徴税関連では用をたさなくなったが、日常的な記録用ではまだ単純ながら利用されていたことがわかる。

矢袋は記標文字のヴァリエーションとして、八重山のカイダー字のほか、那覇泊のスーチューマ、国頭地方のスーチューマ、宮古島のスーチューマなどを例示・紹介した。沖縄の一般的な記標文字をスーチューマと称し、その語義について諸説あるとしながらも、中国の蘇洲に記標文字があり、これを「蘇洲嗎」といい、沖縄の記標文字に転用したと推察した。

矢袋の研究業績は数量に関する記標文字、もしくはスーチューマやカイダー字について地域の様態を

記録し、実態を示した点が先駆的といえる。

その後、大正12年に与那国島を訪れた本山桂川は、島に古来「カイダーズ」と称する象形文字があったことを記している。笹森儀助の日記を引用しつつ、「与那国の契文を見るに結縄の後進みて象形を用いたるものと知るべし」と言及している。カイダー字は「貢納物やその他日用物品の授受貸借、あるいは収穫、納付、交換、売買等に際し備忘のために用いられたる一種の共通標記である。方今普通教育普及の結果ほとんどその必要がなくなって、島人も忘れつつある」として、83歳の老翁によって辛うじて認められたもの及びその説明を採録している。[11]

さらに、河村只雄が『南方文化の探究』において、「与那国の珍しい文字」と題し、カイダー字を原始的な絵画文字として紹介した。河村が訪れたのは昭和13年であるが、与那国島では最近まで絵画文字が使われていたと記録している。[12] 同書の図版にはカイダー字の写真が掲載されているが、それは板札ではなく、紙に記載されたカイダー字である（写真２参照)。人頭税の時期における資料ではなく、後年の資料の可能性もあるが貴重である。写真には多数の紙文書に記載されたカイダー字がみえ、昭和期においては紙に備忘用として記載されていたとも考えられる。

最後に、カイダー字を比較的な視点から研究・分析した研究者が須藤利一である。須藤は「与那国島の『バラザン』『カイダー字』及び家判」(昭和12年)において、バラザン（藁算）とカイダー字、さらには家判との関連性を詳しく論じてみせた。[13]

須藤は一般的に他地方も含めてバラザン（藁算）の大部分が人頭税との関係の数量を表しているとした。バラザンとともに板札の納税通知書が使用されたが、これにはスーチューマが数量表記として書かれた。このスーチューマは図２に示すように宮古・八重山諸島ではほとんど共通であると指摘した。スーチューマは旧藩時代に始まったものではなく、それ以前のかなり古くから用いられ、語義は矢袋と同様に、蘇洲嗎の転訛であろうとした。

また、カイダー字の起源に関する口碑を紹介している。慶田城家９代前の祖である真勢という人物が、このカイダー字とバラザンを教え、一般に広まったという。また、家判は大屋10代前の先祖の時代にできたものという伝承がある。須藤は世代数の換算から17世紀後半の時代を推定した。先島に人頭税が施行されたのは1640年であることから、この税制度にともなってカイダー字やバラザンが導入・採用されたと考えた。

さらに、カイダー字の語義については「美しいもの」という説、創案者名という説、与那国芝（カイダー）との関係性を憶測するなどが取り沙汰されたが、須藤はカイダー字は仮屋字の転訛とする比嘉盛章の見解を採用した。仮屋は琉球役人の役所を指す言葉で、八重山の蔵元も与那国では仮屋と呼んでいた。与那国では“ヤ”を“ダ”と訛るのが通則であるため、カリヤ→カイヤ→カイダと音便変化したという。直接仮屋に貢納する関係で使用された記標文字であるからカイダー字との説を示した。

須藤の論考では著書の中でカイダー字の写真図版はいくつか掲載していはいるが、実例そのもののヴァリエーションは提示してはいないものの、カイダー字の語義や成立の歴史的な背景について大きな示唆を与えるものである。

以上が戦前期に与那国島のカイダー字について記述した研究者及び文献である。戦後には最初に紹介した池間栄三の『与那国の歴史』がある。基本的にはこれらがカイダー字に関する基本文献といっても過言ではない。

	千俵	百俵	十俵	１俵	１斗	１升	１合	１勺	１才
宮　古	千	百	十	○	十	一	□	△	|
八重山				○	十	一	□	△	|
与那国				○	十	一 一	□ □	△ △	| |

図２　先島の「すうちうま」(須藤利一「すうちうま（琉球数嗎)」『南島覚書』)

史料にみる板札とワラザン、記標文字

ここでは与那国島のカイダー字を考察するにあたり、その他の八重山地域の記標文字も含めて、歴史的な経緯を確認する必要があると考え、諸史料を検討する。本来であれば『八重山歴史』に紹介された「文化11年（1814）御手形写という記録」が示せれば明らかになるのであるが、当該史料が確認できないことから、関連史料から探っておきたい。

八重山諸島を治める際の役人の記録である『翁長親方八重山島規模帳』（1858年）には、王府に上納する御用布（現在の八重山上布）に関連してワラザンと板札に関する記述がみえる。[14]

「諸上納物之儀、百姓等慥ニ不相知候而不叶事ニ而、仕上世座・所遣座より割府相究手形相届次第於村々、上中下下々各応位年々頭高差引家内々上納高割府帳相調、勘定座江差出、勘定役人勘定相遂、在番・頭奥書ニ而村々百姓役目之者、又ハ百姓より茂人体見合五六人程蔵元江召寄、構在番筆者・頭・惣横目出張、農務役構ニ而村中銘々家内上納高**わら算**取させ**板札**共ニ相渡、村々江相残候面々ニ茂農務役差通引合之上為致印形置、乍其上在番・頭・惣横目面引合罷通候節委敷致差引、緩せ之儀無之様取締可有之事」

次は原史料の現代語訳である。

「諸上納物は、百姓らに確実に知らせなければならないことである。仕上世座・所遣座から割り付けを決めた手形が届き次第、村々で上・中・下・下々のそれぞれの位に応じて年々の頭高を決め、各家々の『上納高割府帳』を調製し、勘定座へ差し出す。勘定役人が勘定し、在番・頭の奥書で村々の百姓役目の者、または百姓から人柄を検討して五、六人程を蔵元に呼び寄せ、担当の在番筆者・頭・惣横目が出張し、農務役の監督で村中の各家々の上納高を**わら算**で取らせて**板札**とともに渡す。村々にいる人々にも農務役が廻って引き合いの上に、捺印させ、その上で在番・頭・惣横目が直接対面して照合する時に詳しく差し引きし、緩慢なことがないように取り締まること」

これからわかるように、役人と村人との間では「わら算」で記帳し、さらに板札も併用していることが理解できる。竹原家文書に示された方法が役人と一般の民衆にも規程上は周知されていたことが理解できる。

さて、石垣市の豊川家所蔵の『御手形写抜書』には板札に関連して興味深い内容が登場する。[15]

「其島上納之儀、百姓中無親疎割付納方**板札**ニ相記、人別ニ渡置候上、致首尾方候筋規模帳相見得候処其守達無之、百姓身帯之厚薄見合、米・雑石或者弐、三俵、或ハ拾俵余も相納させ、蔵元之割府高与ハ遥致相違、別而百姓得心無之趣杯薄々相聞へ候、**板札**相渡候仕向ハ専上納物不明無之ため之儀ニ而、別而題目成規範軽々敷変易不相成事候処、大切之上納物規模差放、甚自儘之取扱、尤百姓共ニハ疑有之候而茂曖役之勢ニ恐り、無是非申旨ニ随候筋相見得、第一御仕置之障り甚如何之事候条、以来規模帳通一々**板札**相渡、百姓得心有之候様堅取締可被申渡候、乍此上違背於有之ハ曖役人者不及申、在番・頭ニ茂屹与可及御沙汰候、此旨申越候、以上

戌三月十五日　八重山島在番　沢岻親雲上　奥平親方」

次は原史料の現代語訳である。

「八重山の上納物は、百姓中に均等に割り付け、納める数量は**板札**に記し、各人に渡したうえでその処理をするよう規模帳に記されているのに守られていない。百姓の家計の良し悪しを見て、米・雑穀を、あるいは二、三俵、あるいは10俵余りも納めさせ、蔵元の割付高とはかなり違い、取り分け百姓は納得していないとうすうす聞こえている。**板札**を渡すやり方はもっぱら上納物の不明をなくすためで、取り分け大事な規範であり軽々しく変えてはならないことであるのに、大切な上納物の規則をおろそかにし、はなはだ勝手な取り扱いである。もっとも百姓どもは疑いがあっても相当の役人の権勢を恐れ、やむなく言われるままに従っているとみえる。これは第一には政策の障りになり、はなはだどうかと思うので、以後は規模帳どおりに一々**板札**を渡し、百姓が納得するような厳重な取り締まりを申し渡すこと。このうえで違反があれば相当の役人はもちろん、在番・頭も厳しく処罰する。この旨通知する。以上。」

戌三月十五日とは1814年のことである。上納物については板札を活用するように指示が出されているが、実際には役人の不正があって徹底されていなかったようである。本文にも示されているように板札が、

文字が読めなかった農民にとって、上納物の数量の管理に効果的であったことがわかる。先に紹介した『八重山歴史』において、1814年に、大浜親雲上正喜が完全な記標文字を創作して板札制度をととのえたという社会的状況と符合するものといえる。

さて、石垣市の竹原家文書には説明書として「板札ノ部」と「藁算ノ部」がみえる。[16]「板札トハ納税告知書ヲ云フ是ニ記シアル異字ヲカイダー字ト称ス」とあり、○を１俵、十を１斗、一を１升、□を１合、△を１勺、｜を１才と表記している。ここにいうカイダー字は穀量を量る場合の単位を記号化したものを指している。一方、「藁算ハ板札ニ記載シアル石量ト同数ノモノヲ作リ板札ニ添ヘ納税人ニ交付ス」とある。藁算は藁の本数や結い方により、石・斗・升・合・勺などを表示した。また、反布に関する藁算もみえ、「算札」として紹介している。

本史料はカイダー字が納税告知書に記載された穀量単位を表示する記標文字を意味したことを明示している。また、納税に際して、板札に記載されたカイダー字と藁算による併用関係を明快に示している。

図３　「板札　藁算の図」(笹森儀助『南嶋探験』)

ただ、この文書の作成年代は不明なので、同時代的史料の確定ができないのが残念であるが、板札とワラザンが税の徴収のために考案されたことが理解できる。

ここにみえる板札に記載されたカイダー字はあくまでも穀量を量る単位を表示したものであり、これら記標文字は、矢袋喜一や須藤利一が指摘する「スーチューマー」と符号するものである。[17]

また、先に紹介した笹森は西表島巡遊に際して、「藁算之図」と「板札之図」を掲げ実例を紹介している（図３参照)。[18]「板札之図」に示された符号はまさしくスーチューマであり、穀量の単位を表示する記標文字が制度化されていたことを物語るものといえよう。

与那国島と竹富島のカイダー字の比較考察

本稿での関心は、とくに与那国島で使用されていたカイダー字とそれ以外の地域のカイダー字が同じなのか、あるいはそうではないのかという点である。ここではこれまでに与那国島のカイダー字として紹介されている個々の記標文字について、竹富島のカイダー字と相互に比較考察し、その関連性について分析しておきたい。

考察する前に、竹富島での板札について記しておく必要がある。大真太郎『竹富島の土俗』に人頭税と関連して板札の実際が紹介されているので引用しておきたい。[19]

「村番所では、役人の目前で世持、筑補佐（チクブサ)、仲達（ナカス）等がワラ算によって各戸の札人から上納を取り立てたと考えられるが、その上万全を期して役人が板切れに、各自の負担額を記して、一人々に渡してあったといわれる。農民には文字を教え、学問させてはならないといふ制度であったので数字を用いず符号を使って記した」という。ここに記される板切れが板札のことである。

著者自身は実際にどのようにこの符号を表記してあったかは、当時使われていた札が入手できないためはっきりしたことは分からないとしながらも、その板札に○＝１俵、十＝１斗、一＝１升、□＝１合を示し、例として７俵６斗５升４合の札の例示をした。実際には板札の現物が残っており、喜宝院蒐集

写真３　上勢頭亨『象形文字綴』

写真４　同左

館に所蔵されている鉦を入れるための籠の蓋の裏側に記されたものが例示できる（写真６・７参照）。

なお、玻名城泰雄が執筆した『沖縄大百科事典』の＜カイダー字＞の項目には板札に関連して「＜ガイズバラ＞（穀物入れ）の蓋の裏側」という記述は誤りである。喜宝院蒐集館の上勢頭芳徳館長によると、ガイズバラに板を用いるとネズミに囓られるため、穀物入れには使用しないという。したがって、これは鉦を入れるための籠である。

続けて大は「このような札を各自渡されて持っていたのであるから、札人であり、札持ちであるわけである。人頭税時代の札人は一五歳から五十歳までの男女となっている。女の方は板札は持っていなくても、村番所には屋号と名前を文字で記した札が村別に並べられていたものと考えられる。番所の筆者は五十歳以上の男女、死亡した男女の札は、取り去り、新年によって、新しく札人になった男女の札を、新たに作って札人の数を正しておいたものと考えられるので、女も札人ということになる」としている。板札の使われ方はおおよそ彷彿できる記述である。

さて、カイダー字を比較考察するにあたり、ここでは与那国島については先に紹介した戦前の文献及び池間の著書を参考にする。一方、竹富島については、喜宝院蒐集館に上勢頭亨が著わした『象形文字綴』（昭和10年６月）が収蔵されている（写真３・４参照）。その中には竹富島で使用されていた象形文字（カイダジ）及び模形文字が紹介されている。これは上勢頭亨『竹富島誌　民話・民俗篇』に図版入りで48点が紹介されている。[20] また、「桝目に関するカイダー字」が図版入りで11点、ならびに「数字に関するカイダー字」が図版入りで１～10までが紹介されている。[21]

図４に示したように、穀物の米・粟・麦・豆は基本的に同一の記号があてられている。他に同一の記標文字であるのは、図５のように、芋・卵・油・魚・瓢・雌鶏・雄鶏・家・布・俵・秤・船・南瓜・章魚・昆布・芋葛・酒・醤油・素麺・萱・黒縄・藁縄である。若干形状が異なるのは、図６のように、雄牛・雌牛・山羊・薪・豚・冬瓜・大根・人参・紙などで、かなり異なるのは図７のように竹・牛蒡・菜の３品

図４　形状共通のカイダー字①（穀物にかかるカイダー字）

図５　形状共通のカイダー字②

目程度である。

また、同じ品目や同種のカイダー字でも、採集した話者による事例の違いによるのか、歴史的な時間による差異によるのか不明であるが、異同があるものがある。例えば、図８のように酒のカイダー字は本山では２種類が紹介され、一つは矢袋と、いま一つは竹富島と共通する。池間の酒は他と違って特殊であり、形状はむしろ豆や醤油のカイダー字と類似している。図９のように醤油もばらつきがあり、矢袋と本山は共通、河村と竹富島はほぼ共通、池間は単独で異なる。なお、余談ではあるが、カイダー字にあまり馴染みがないと思われる山原船や鯉があることも不思議な感じがする。

以上のように部分的には異同があるにしても、与那国島でカイダー字とされる記標文字の多くは竹富島で使用されていたカイダー字と一致するといってよい。八重山一円で用いられたとされるカイダー字は、影響関係は別として、ある一定の考案があって流布したものと考えられる。つまり、各島々で個別に創作され、独自に展開したものではないということである。

与那国島のカイダー字がとりわけ有名になったのは、かつて与那国島を訪問した著名な旅行者や研究者が与那国島のカイダー字として特記したことや、須藤や河村の著書に写真図版で掲載されているように、昭和前期の近代まで、家々の紙文書に書き留められたカイダー字が多く存していたことが大きな要因とも思われる。

板札・カイダー字・スーチューマとの関係

カイダー字は与那国島を含む八重山全域で用いられたことはほぼ間違いないであろう。ここでいうカイダー字とは穀量を表示する記標文字を指している。

瀬名波長宣は板札とカイダー字について、「蔵元から各間切さらに各村へと各人の納税額を通知するのに板札が使われた。これには納税者の住所氏名と納税額が普通の漢数字とならんでカイダー字の記号

図６　形状に若干の差異がみられるカイダー字

	竹	牛蒡	菜
笹森 1893			
矢袋 1915			
本山 1923	竹	牛蒡	菜
上勢頭 1935（竹富島）			
河村 1938			
池間 1959			

図7　竹・牛蒡・菜のカイダー字

与那国島				竹富島
本山 1923		矢袋 1915	池間 1959	上勢頭 1935
酒	酒			

図8　酒のカイダー字

図９　醤油のカイダー字

	千俵	百俵	十俵	１俵	１斗	１升	１合	１勺	１才
金武間切		十	丶	○	十	一	丶	丶	丶
真和志間切		一	一 １石		○	丶	｜	｜	
真和志間切 上間村			一 １石	○	十	丶	｜		
宮　古	千	百	十	○	十	一	□	△	｜
八重山				○	十	一	□	△	｜
与那国				○	十	一 一	□ □	△ △	｜ ｜

図10　穀量に関する記標文字（田代1892-a、b、1893-a、b、c、須藤1982をもとに作成）

が使われた。

１俵＝○、斗＝十、升＝一、合＝□、勺＝△、才＝｜

その板札によって、各村各組の役人や総代が各人に藁算をつくって通知したのである。（中略）人頭税の初期には、しばしば中間搾取がおこなわれるので、民衆は藁算を使用して通知額を記録し、蔵元の原簿との照合をして不正を防止するようになった、と伝えられていることから見ても、この藁算およびカイダー字は、農民が自発的に使用したものであろう」と述べている。[22]

また、小浜島でもカイダー字は使用されていたようである。山城浩は『小浜島誌』において「昔文字のなかった時代にはカイダ字がつくられて用を弁じ、ワラザンを考案して併用され、年貢米の割り当て、その取り立てがなされて貢租、貢布の完納の便宜をはかった」と記している。[23]

西表島は笹森の記録でも確認できるが、波照間島・鳩間島・新城島・黒島については今のところ該当する文献や記録を見いだすことができなかったので、先学の教示を願いたい。

カイダー字の語義や由来、スーチューマとの関係はどのようなものだろうか。沖縄の記標文字について最初に着目したのは田代安定である。田代は農商務省の用務や東京帝国大学の依頼により明治15年、18年、20年と３度にわたり沖縄での植物学他の諸調査をおこなった。そのうちの記標文字に関する調査成果は明治25年から26年にかけて、『東京人類学会雑誌』に「沖縄県諸島記標文字説明」「沖縄県諸島記標文字（続）付述」「沖縄県諸島記標文字説」「沖縄県諸島記標文字（続）沖縄本島国頭地方ノ部」「沖縄県諸島記標文字説（続）宮古島ノ部」として次々に発表された。[24] 記述の内容は記標文字のうち、数量に関するものがほとんどである。

田代は沖縄本島から宮古島にかけての記標文字の様態を調査した点がとくに評価される。図10に示したように、沖縄本島では地域により単位を表示する記標文字は変差が著しく、統一的な様式は見出せない。それに対して、宮古・八重山地域では、１俵から１才までの単位については須藤がすでに指摘したように記標文字は共通している。人頭税施行との関連が濃厚と思われるが、沖縄本島と宮古・八重山地

域では記標文字のあり方に差異があることが抽出できる。

チェンバレンも「すうちうま符木上に見る琉球の五進記数法」(1898) において、「すうちうま」に着目している。東京帝国大学人類学研究室に保存されている実物標本を観察しての論考であり、原資料は田代が収集したものと推定される。[25]

『富川親方宮古島規模帳』(同治13年・1874年) には以下のような内容がみえる。[26]

「村村御用布カスノ儀割入帳勘定相遂在番頭印押候テ布筑村頭又ハ百姓正女ノ内二三人筆者一同御用布座へ召寄在番頭惣横目出張一人前持**ワラ算**取サセ候ハヽ御用布座役人村々罷通一人持前板札ニ記構サハクリへ相渡百姓へハ家内人数ノ持高**ワラ算**等取サセ在番頭面引合罷通候節厳重差引可致事」。宮古においてもワラザンが御用布に関連して用いられ、しかも、八重山と同様に板札が併用されたことが本史料から摘記できる。使用された記標文字は穀量に関する記標文字のスーチューマ、すなわち八重山のカイダー字と考えられるが、宮古地域では「カイダー字」の呼称は聞くことができない。板札についても現存する資料が確認できないのが、八重山との事情を対照的にしている。

ところで、河村は図11に示した「枡目に関する符號」を掲載している。[27] この符號は喜宝院蒐集館の上勢頭亨が著わした『象形文字綴』(昭和10年６月) に掲載されている「枡目に関する符號」とほぼ同一の内容である。[28] さらには笹森儀助の『南嶋探験』で、最後に掲載されいる記標文字もこれの一部である。[29] 本山桂川『与那国島図誌』に掲載されているカイダー字の一部とも類似している。[30] 本山桂川の図は「枡目に関する符號」の一部を転載している可能性が高い。そしてこの「枡目に関する符號」というのは矢袋喜一が研究した「スーチューマー」と同一のものである。したがって、「枡目に関する符號」は穀量に関する記標文字であり、スーチューマを元に考案されたと考えてよい。

須藤利一はカイダー字の考案はスーチューマとの交渉なしに成立したとは考えられないとし、八重山地方で使用していた数量を表すスーチューマを取り入れ、拡張していったと考えた。[31] 少なくとも穀量のカイダー字はスーチューマの踏襲とみるべきで

図11　「枡目に関する符號」(河村只雄『南方文化の探究』)

あるとした。須藤の見解はまさにそのとおりで、探検・旅行者や研究者が記述した各記標文字は、基本ベースとして宮古・八重山の貢納収納政策のなかで、普及していったものといえよう。

与那国島にカイダー字が広く普及したことについて、須藤は与那国島では他の地域とは違って文子(納税の事務を取り扱う役人) に地元出身の書記生がおらず、八重山蔵元派遣の官吏が司ったことに着目し、島を統治管理する上で文字教育の普及を是としなかったことが、逆にこうした記標文字の発達を促したと考えた。[32] 与那国島だけは、その社会的地理的環境の下の特殊条件によって、カイダー字の独特な発生をみたのである。

なお、須藤は与那国島のみに存在したカイダー字と家判について、家判もカイダー字の一種とみなした。[33] しかしながら、家判は石垣市川平や小浜島、竹富島の事例で明らかなように、八重山の他地域でも存在した。[34] したがって、カイダー字の家判を与那国島だけに特化して考えることは注意しなけれ

写真５　高脚膳の裏に刻銘された家判〔与那国民俗資料館〕

図12　貯蓄米高のカイダー字［矢袋喜一『琉球古来の数学と結縄及記標文字』］

図13　カイダー字板の文字〔喜宝院蒐集館〕

ばならない。

最後に、カイダー字が書き留められた板札について述べておきたい。高良倉吉は「板札」解説の項で、「農民の租税負担割当てがこの板札でなされるなどのケースがあり、一定の規格が存在したとも考えられるが、現物の存在が確認されておらず詳細は不明である」とした。[35]

矢袋喜一は「八重山島には、明治20年頃まで紙なかりしを以て、幅５寸、長さ１尺位の板にこのカイダー字を記入して役人が人民に貯蓄米高を通知したりといふ」と記し、貯蓄米高のカイダー字を紹介している（図12参照）。[36] また、須藤利一は板札のサイズについて言及しており、縦四五寸、横六七寸、厚さ四分位の板としている。著書『南島覚書』の図版には３点の板札が掲載されており、鮮明ではないが、若干記載の文字を視認することができる。

その後、幸いにも東京国立博物館に原資料が、また既述のように喜宝院蒐集館にその一部が存在することが判明した。東京国立博物館には明治時代に収集された「板札」が収蔵されている。これは田代安定が収集し、明治20年２月26日に寄贈した資料である。木製で、縦14.5㎝、横27.8㎝ある。「カイダー字板」とされ、墨書で「頭／大濱當箸／明治十六年度貢納米高／拾六番地平民／田盛眞禰／米八斗九升三勺六才」とあり、「米八斗九升三勺六才」をカイダー字に標記した符号が記される。[37]

また喜宝院蒐集館には既述のように、カイダー字が書かれた板札の一部が、ドラ鉦を入れる籠の底板として利用されてたため残っている（写真６・７及び図13参照）。

いずれも記載形式は同一である。くずし文字でカイダー字を併用し、カイダー字に併記して穀量を示している。

写真６　カイダー字板が使用された鉦用の籠〔喜宝院蒐集館〕

写真７　カイダー字板〔喜宝院蒐集館〕

おわりに

カイダー字はかつて王府時代に税の徴集にあたって板札に書き留めて使用された。板札に記載されたカイダー字はあくまでも穀量を量る単位を表示したもので、これら記標文字は、「スーチューマー」との関連性が指摘できる。「枡目に関する符號」が穀量単位の記標文字として示され、これに「スーチューマー」と漢数字が応用されていた。このカイダー字による板札の使用は八重山地域と宮古諸島で用いられたが、宮古地域では板札の現物やカイダー字との名称は確認することはできない。

また、与那国島でカイダー字とされる記標文字の多くは竹富島で使用されていたカイダー字と一致するといってよい。カイダー字は他の島々でも使用された形跡はみられるが、その実態は不明である。八重山一円で用いられたとされるカイダー字は、影響関係は別として、与那国島と竹富島の事例からすると、ある一定の考案があって流布したものと考えられる。つまり、各島々で個別に創作され、独自に展開したものではないということである。

これまでの記述は島を訪れた旅行者や研究者による旅行記や報告がもとになり、与那国のカイダー字として一躍有名になった。須藤や河村の著書に写真で掲載されているように、昭和期においても紙文書として多くのカイダー字が残されていたことは、実態としてカイダー字が活用されていた事実を物語っている。

与那国島では、牛馬の耳に刻むか切り込みで所有権を表示する方法（耳印又は耳判）が採用されていた。<38> これも方法や形式は異なるが、西表島や石垣島・小浜島にもあり共通している。

なお、原稿の校了段階になって、竹富島の上勢頭芳徳氏の情報提供により、東京大学のマーク・ローザ氏が言語学的見地からカイダー字について論文（未発表）を執筆していることが判明し、本稿には反映させることはできなかったが、今後の考察の参考としたい。

本稿を記すにあたって、与那国町教育委員会、与那国民俗資料館の池間苗氏、石垣市総務部市史編集の島袋綾野氏、元石垣市立八重山博物館の得能壽美氏、竹富島の上勢頭芳徳氏や関係機関のご協力をいただいた。記して感謝申し上げたい。

註

<1> 玻名城泰雄「カイダー字」『沖縄大百科事典 上巻』沖縄タイムス社　1983年、662～663頁

<2> 板札は＜いたふだ＞とも読む。近世琉球で行政的要求・指示を各村に通達する場合には一般に文書をもってなされたが、しばしば木版に記される場合もあり、この木版文書のことをいう。(中略）文書形式上、同じく木版に記される宗門改札（いわゆる手札）や高札とは区別される。(高良倉吉「板札」の項『沖縄大百科事典 下巻』沖縄タイムス社　1983年、269頁)

<3> 岩崎卓爾「ひるぎの一葉」大正９年（『岩崎卓爾一巻全集』現代ジャーナリズム出版会　1974年、54～55頁

<4> 渡邊欣雄『世界のなかの沖縄文化』沖縄タイムス社　1993年、60頁

<5> 池間栄三『与那国の歴史』自費出版　1959年、48～49頁

<6> 石垣市総務部市史編集室『石垣市史叢書６ 山陽姓大宗系図家譜・上官姓大宗系図家譜姓・長栄姓小宗系図家譜・錦芳姓小宗系図家譜』1994年、47頁

<7> 八重山歴史編集委員会編『八重山歴史』1954年、140頁

<8> 池間栄三、前掲書　49頁

<9> 笹森儀助『南嶋探験　２』東喜望校注 平凡社　1983年　47頁

<10> 同上書、91～92頁

<11> 本山桂川「与那国島図誌」(大正14年　郷土研究社)『日本民俗誌大系　第１巻』(角川書店　1974年）再録、12～15頁

<12> 河村只雄『南方文化の探究』沖縄文教出版社　1973年、179～184頁

<13> 須藤利一「与那国島の『バラザン』『カイダー字』及び家判」『南島覚書』第一書房　1982年、50～52頁

<14> 石垣市総務部市史編集室『石垣市史叢書７ 翁長親方八重山島規模帳』1994年、37頁

<15> 石垣市総務部市史編集室『石垣市史叢書11 御手形写抜書』1998年、110頁
<16> 竹原家文書「説明書」参照
<17> 矢袋喜一『琉球古来の数学と結縄及記標文字』1915年（沖縄書籍販売社復刻　1982年、46頁、須藤利一「与那国島の『バラザン』『カイダー字』及び家判」『民族学研究』第３巻第１号1937年（『南島覚書』1982年　第一書房再録247頁）
<18> 笹森儀助『南嶋探験　１』平凡社　1983年、226頁
<19> 大真太郎『竹富島の土俗』日本ジャーナリズム出版社　1974年、55～66頁
<20> 上勢頭亨『竹富島誌　民話・民俗篇』法政大学出版局　1976年、334～335頁
<21> 同上書、335頁
<22> 瀬名波長宣「八重山の藁算について（抄）－付天気俚諺－」滝口宏編著『沖縄　八重山』校倉書房　1960年、178頁
<23> 山城浩『小浜島誌』小浜島郷友会 1972年、163～166頁
<24> 「沖縄県諸島記標文字説明」『東京人類学会雑誌』1892年９月、400～411頁、「沖縄県諸島記標文字（続）付述」『東京人類学会雑誌』1892年10月、11～21頁、「沖縄県諸島記標文字説」『東京人類学会雑誌』1893年１月、115～122頁、「沖縄県諸島記標文字説（続）沖縄本島国頭地方ノ部」『東京人類学会雑誌』1893年２月、166～174頁、「沖縄県諸島記標文字説（続）宮古島ノ部」『東京人類学会雑誌』1893年４月、253～256頁
<25> チェンバレン「すうちうま符木上に見る琉球の五進記数法」(1898) 66-78頁
<26> 「富川親方宮古島規模帳」『沖縄県史料　前近代６　首里王府仕置２』沖縄県教育委員会　1989年、374頁
<27> 河村只雄『南方文化の探究』沖縄文教出版社 1973年、183頁
<28> 喜宝院蒐集館所蔵・上勢頭亨著『象形文字綴』(昭和10年６月）参照
<29> 笹森儀助『南嶋探験　２』55頁
<30> 本山桂川『与那国島図誌』14頁
<31> 須須藤利一「与那国島の『バラザン』『カイダー字』及び家判」『民族学研究』第３巻第１号1937年（『南島覚書』第一書房再録1982年、247頁)
<32> 同上書、243頁
<33> 同上書、243頁
<34> 石垣市川平公民館編『川平村の歴史』1976年269～270頁　山城浩前掲書　163～166頁　大真太郎前掲書　61～66頁
<35> 高良倉吉「板札」の項『沖縄大百科事典 下巻』269頁
<36> 矢袋前掲書、56～57頁
<37> 東京国立博物館『東京国立博物館図版目録 琉球資料篇』2002年　164頁
<38> 与那国町教育委員会『与那国町の家畜耳印・家判・カイダー字・水田名』1992年

参考文献

＊著者名の五十音順

池間栄三『与那国の歴史』自費出版　1959年
石垣市総務部市史編集室『石垣市史叢書６　山陽姓大宗系図家譜・上官姓大宗系図家譜姓・長栄姓小宗系図家譜・錦芳姓小宗系図家譜』1994年
石垣市総務部市史編集室『石垣市史叢書11　御手形写抜書』1998年
岩崎卓爾『ひるぎの一葉』1920年（『岩崎卓爾一巻全集』現代ジャーナリズム出版会再録　1974年)
上勢頭亨『竹富島誌　民話・民俗篇』法政大学出版局　1976年
沖縄県教育委員会「富川親方宮古島規模帳」『沖縄県史料　前近代６　首里王府仕置２』1989年
河村只雄『南方文化の探究』沖縄文教出版社　1973年
笹森儀助（東喜望校注）『南嶋探験１・２』平凡社 1983年
須須藤利一「与那国島の『バラザン』『カイダー字』及び家判」『民族学研究』第３巻第１号　1937年（『南島覚書』第一書房再録　1982年)
大真太郎『竹富島の土俗』日本ジャーナリズム出版社　1974年
高良倉吉「板札」『沖縄大百科事典 下巻』沖縄タイ

ムス社　1983年
田代安定「沖縄県諸島記標文字説明」『東京人類学会雑誌』78号　1892年 a
田代安定「沖縄県諸島記標文字（続）付述」『東京人類学会雑誌』79号　1892年 b
田代安定「沖縄県諸島記標文字説」『東京人類学会雑誌』82号　1893年 a
田代安定「沖縄県諸島記標文字（続）沖縄本島国頭地方ノ部」『東京人類学会雑誌』83号　1893年 b
田代安定「沖縄県諸島記標文字説（続）宮古島ノ部」『東京人類学会雑誌』83号　1893年
チェンバレン「すうちうま符木上に見る琉球の五進記数法」『王堂チェンバレンーその琉球研究の記録ー』琉球文化社　1976年（原典：A Quinary System of Notation Employed on the Wooden Tallies Termed Sho-Chu-Ma, JAI XXVII,1898,383-395)
東京国立博物館『東京国立博物館図版目録　琉球資料篇』2002年
玻名城泰雄「カイダー字」『沖縄大百科事典 上巻』沖縄タイムス社　1983年
Mark R. Rosa “Kaida Writing in the Yaeyama Islands” Department of Linguistics, The University of Tokyo. 2006
本山桂川『与那国島図誌』郷土研究社 1925年（『日本民俗誌大系　第１巻』角川書店再録　1974年)
八重山歴史編修委員会編『八重山歴史』1954年
山城善三・上勢頭 亨『竹富島誌』竹富公民館 1971年
瀬名波長宣「八重山の藁算について（抄）ー付天気俚諺ー」滝口宏編著『沖縄八重山』校倉書房 1960年
山城浩『小浜島誌』小浜島郷友会　1972年
矢袋喜一『琉球古来の数学と結縄及記標文字』1915年（沖縄書籍販売社復刻　1982年)
与那国町教育委員会『与那国町の家畜耳印・家判・カイダー字・水田名』1992年
渡邊欣雄『世界のなかの沖縄文化』沖縄タイムス社 1993年